

建設業の働き方改革の推進

令和5年6月
関東地方整備局
建政部 建設産業第一課

働き方改革等の推進

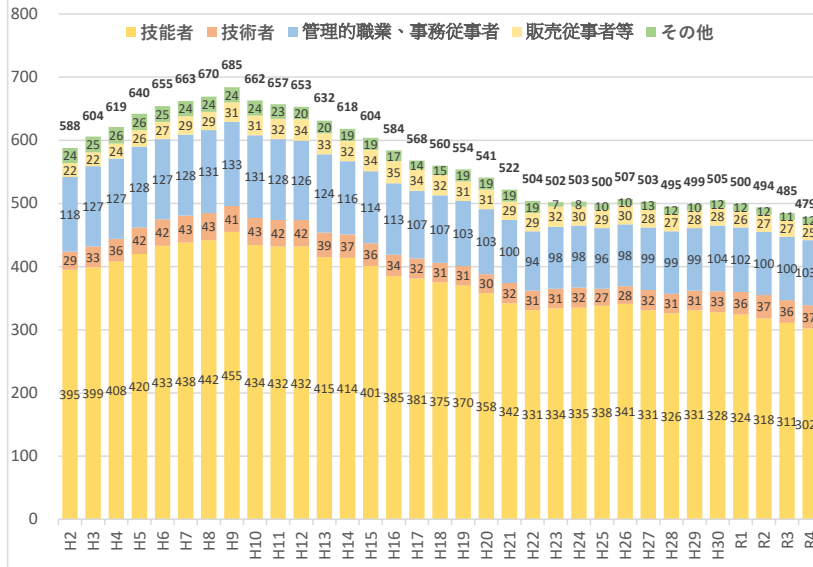
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

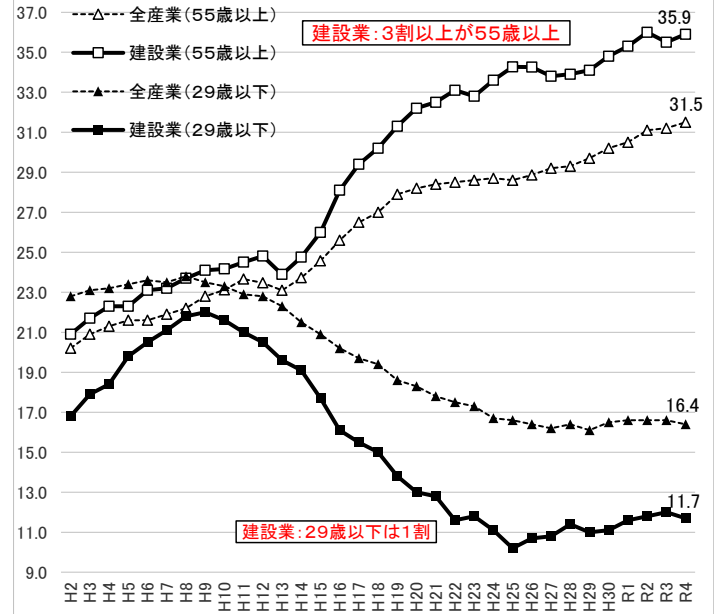
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

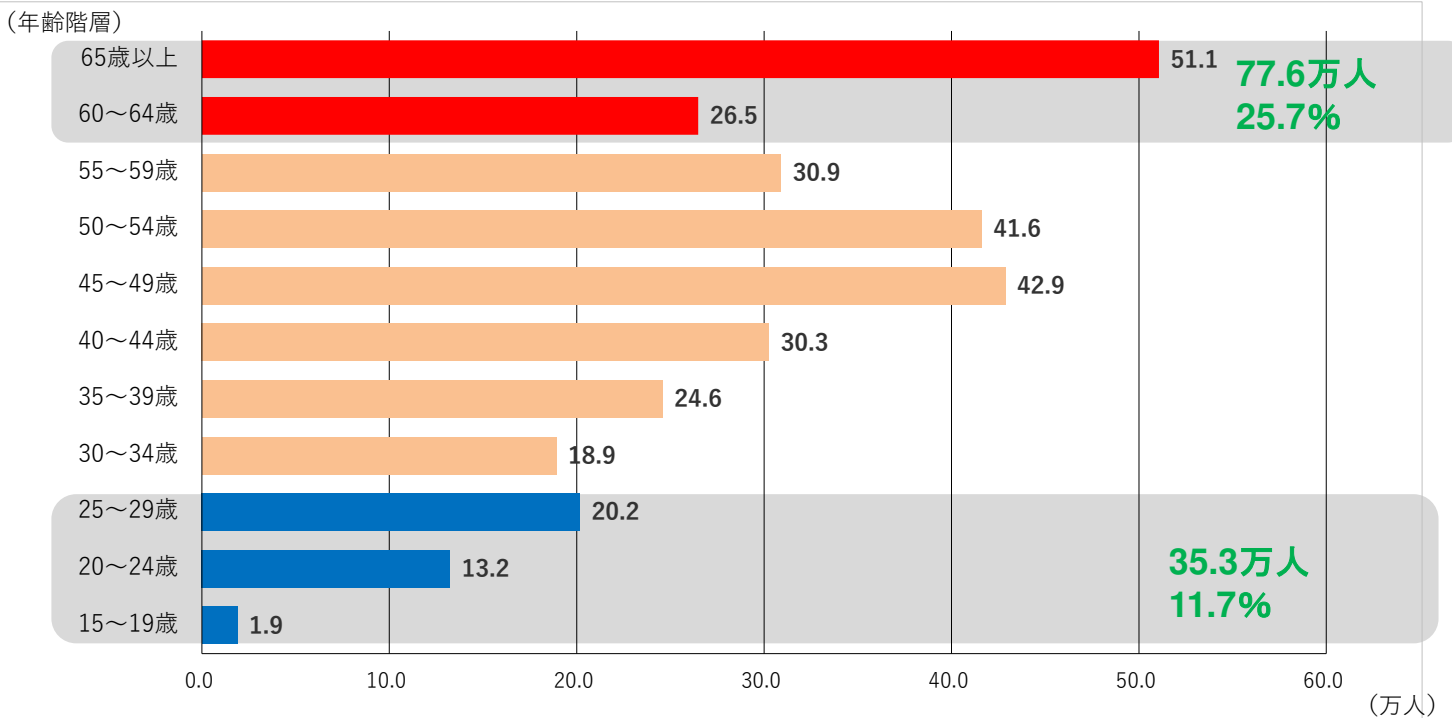


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

年齢階層別の建設技能者数

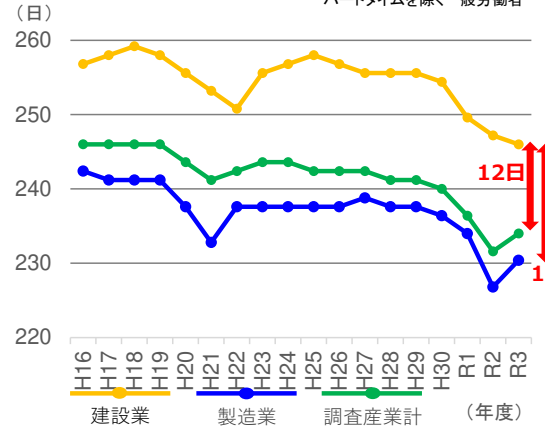
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

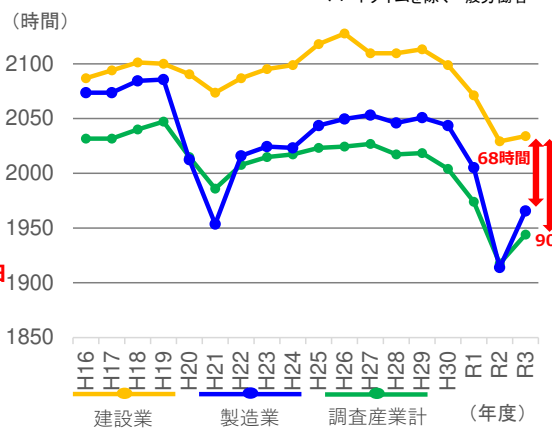


2 出所：総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

産業別年間出勤日数



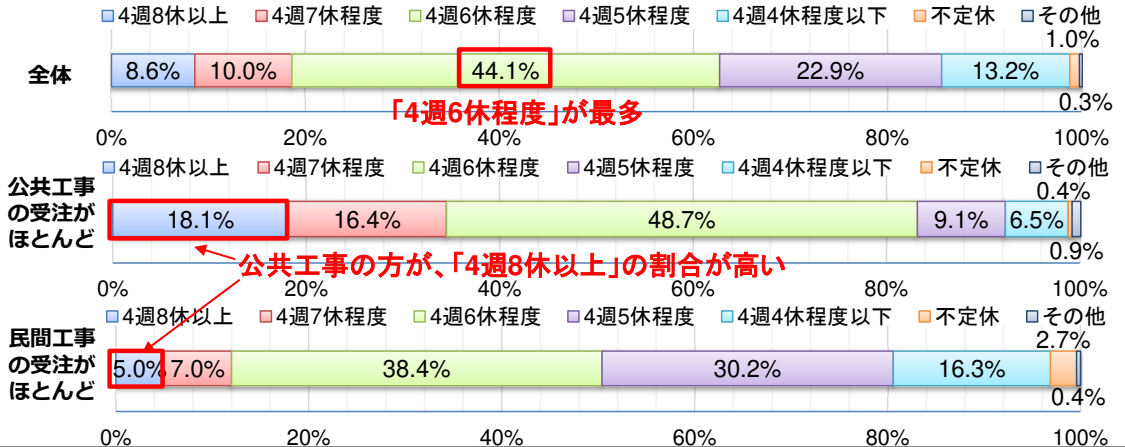
産業別年間実労働時間



年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

建設業における時間外労働規制の見直し(働き方改革関連法)

(参考)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
- ⇒建設業は令和6年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金	
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時的の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定 <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定 <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 <p>※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。</p>

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工物品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

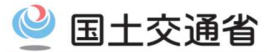
※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮） 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等） 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用） <p>○受注者（下請含む）の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な請負代金・工期での下請契約締結 	<p>○発注者・受注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信技術の活用等による生産性向上 	<p>○発注者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択 災害協定の締結、発注者間の連携 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用 	<p>○調査・設計の品質確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加
<p>働き方改革の推進</p>	<p>生産性向上への取組</p>	<p>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</p>	
<p>○工期の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表） 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法> <p>○現場の処遇改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険の加入を許可要件化 下請代金のうち、労務費相当については現金払い 	<p>○技術者に関する規制の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> 監理技術者；補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認 主任技術者(下請)；一定の要件を満たす場合は配置不要 	<p>○災害時における建設業者団体の責務の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化 <p>○持続可能な事業環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理責任者に関する規制を合理化 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備 	

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

6

適正な工期設定



- 令和元年の公共工物品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

工期に関する基準（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。国土省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大**。
- 地方公共団体に対し、週休2日の確保を考慮した適正な工期の設定に努めることや、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**。

民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

4

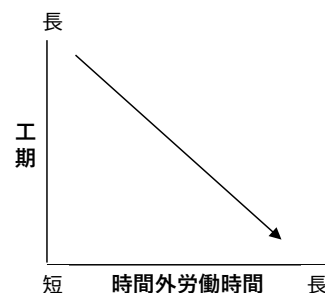
7

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することであり、**そのためには、適正な工期設定を行う必要がある**ことから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

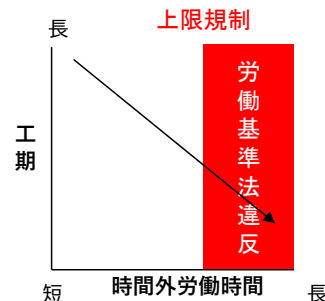
【工期と長時間労働の関係】



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」に着目**することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

【工期と長時間労働の関係】
(令和6年4月～)



罰則付き時間外労働規制に対する国交省の取組

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- 仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- 工期設定の指針等を見直し
- 工期の一部の交代制への途中変更を検討
- 新たな経費補正措置の立案を検討
- 公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した**適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請**

- 各都道府県・市区町村との会議の場において**各地方公共団体に対して直接働きかけ**
- 市町村議会に対する働きかけ**

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 適正な工期設定について経済団体本部(経団連等)での講演等**による周知
- 地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ**(予定)

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- 労基法に対する懸念点等**についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- 週休2日に向けた取組の好事例集**の作成、周知

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- 都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- 労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>

【厚労省と連携】

- 調査対象：発注者・元請業者

活動趣旨

地方整備局等に設置する建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に向けた取組を行っている。

具体的方針

1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

2. 立入検査及び報告徴取の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様が認められる場合には立入検査及び報告徴取を実施する。

3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守ガイドライン等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

4. 建設業適正取引推進期間の実施等

10～12月を推進期間に位置付け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

5. 関係機関との連携

不良・不適格業者に関する情報を確知した場合、速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等更なる連携強化を図る。
都道府県・関係省庁の間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。
建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる同センターについて、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

今年度の重点項目

受発注者間・元請下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）の状況等について、モニタリング調査を行う。さらに、次の①、②の実態についても確認を行う。

① 著しく短い工期の禁止

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類似工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況の把握等を行う。
また、受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握のうえ、発注者に対しても必要な注意喚起を行う。

② 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた請負契約における請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用状況について確認を行う。
また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても適切な対応の要請や必要な注意喚起を行う。

10

重点調査の実施について

	元請下請間	受発注者間
目的	下請業者へのしわ寄せ防止に向けた取引適正化 ※技能労働者の賃金水準の上昇を図るには、適正な請負代金での契約締結が重要。そのため、請負代金や工期などが公平な立場・協議のもと適正な取引として行われているかの実態を把握	昨今の資材価格高騰等の情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定及び工期の設定についての協力要請
実施方法	ヒアリング ※調査対象工事に係る現場所長や支店担当者等	ヒアリング ※発注関係部署の担当者
調査内容	標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議状況等についてヒアリング ・ 工期の設定方法等 ・ 下請負人に対する標準見積書の働きかけの状況 ・ 法定福利費の明示状況 ・ 法定福利費の算出方法 ・ 契約締結に至る過程での下請負人との協議状況	スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等についてヒアリング ・ 請負業者の選定方法 ・ 工期の設定方法（変更に関する申出があった場合の対応方法を含む） ・ 価格転嫁について（スライド条項の有無、請負金額の変更申出があった場合の対応等）
調査対象	229か所（令和5年3月現在）	49か所（令和5年3月現在）
実施時期	R3. 10～	R4. 8～
備考	改善・留意すべき事項について、文書で通知	改善・留意すべき事項について、文書で通知

※) 調査については、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間、**6** 受発注者間を対象に実施

11

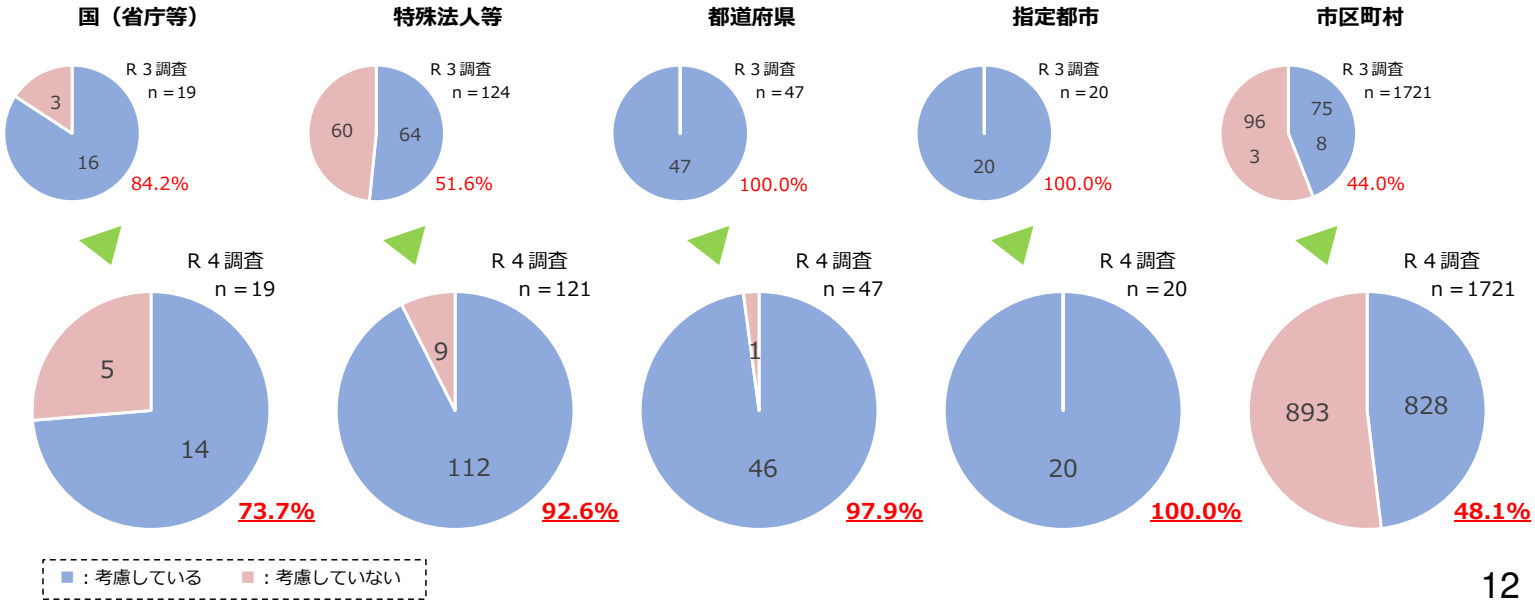
令和4年度入契法に基づく入札・契約手続に関する実態調査(令和4年10月1日時点)より

公共発注者の責務(入契法適正化指針における記述)

- ……根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
- ……工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。
 - イ 公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)
 - ロ～へ (略)

<適正化指針:第25(1)>

工期の設定に当たって休日(週休2日、祝日、年末年始、夏季休暇)を考慮している団体は、特殊法人等・都道府県・指定都市では9割超だが、国では約7割、市区町村では5割未満にとどまる。



令和3年度における週休2日の取組状況(都道府県)

●国土交通省が独自に実施した調査にて、各都道府県から提出された回答を基に令和3年度における週休2日達成率について集計

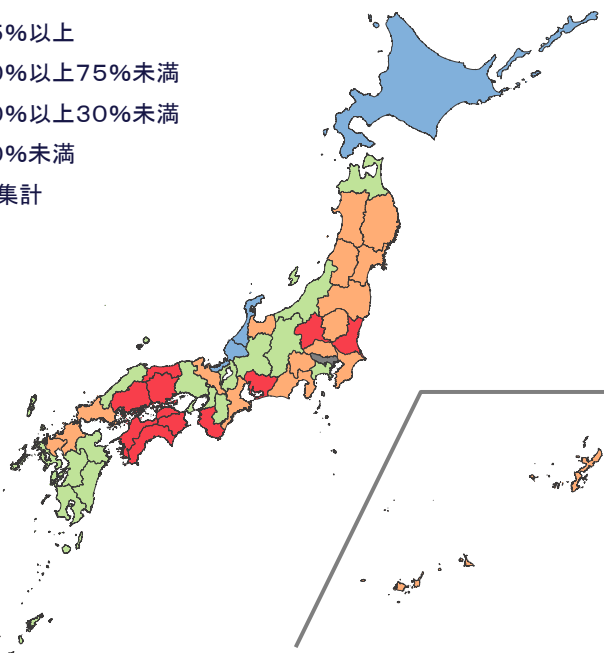
$$\text{週休2日達成率} = \frac{\text{4週8休達成件数}}{\text{令和3年度工事完了件数}}$$

<定義>

- ・対象期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日
- ・4週8休達成件数 : 対象期間内に完了した工事のうち、4週8休以上を達成した工事件数
- ・令和3年度工事完了件数 : 対象期間内に完了した工事件数(災害緊急復旧工事除く)

令和3年度週休2日達成率

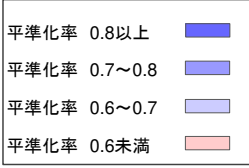
- 75%以上
- 30%以上75%未満
- 10%以上30%未満
- 10%未満
- 未集計



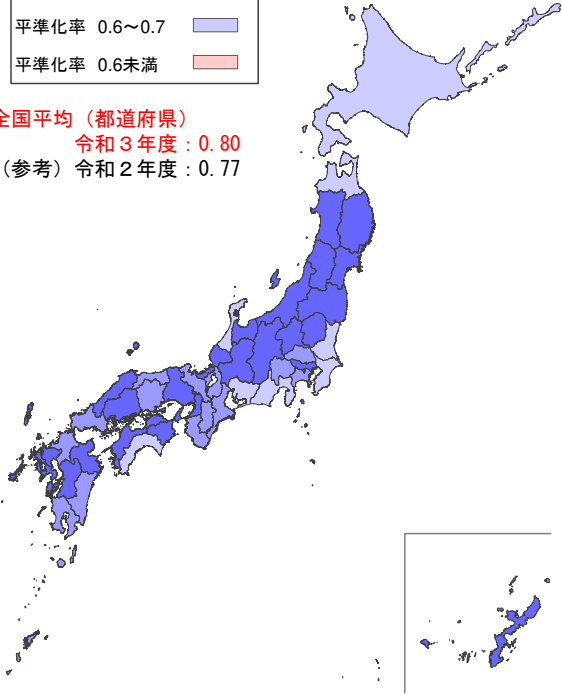
都道府県	達成率	都道府県	達成率	都道府県	達成率
北海道	88.9%	新潟県	42.3%	岡山県	8.7%
青森県	47.4%	富山県	12.4%	広島県	3.4%
岩手県	15.3%	石川県	86.4%	山口県	13.8%
宮城県	13.8%	岐阜県	34.4%	徳島県	4.3%
秋田県	18.3%	静岡県	26.9%	香川県	9.0%
山形県	12.5%	愛知県	9.6%	愛媛県	7.5%
福島県	12.0%	三重県	20.6%	高知県	6.4%
茨城県	7.9%	福井県	76.5%	福岡県	11.5%
栃木県	28.5%	滋賀県	71.4%	佐賀県	28.0%
群馬県	4.9%	京都府	18.6%	長崎県	45.7%
埼玉県	16.5%	大阪府	57.4%	熊本県	40.9%
千葉県	27.7%	兵庫県	45.7%	大分県	72.0%
東京都	未集計	奈良県	72.1%	宮崎県	48.0%
神奈川県	34.7%	和歌山県	5.8%	鹿児島県	38.9%
山梨県	29.4%	鳥取県	8.0%	沖縄県	21.3%
長野県	62.1%	島根県	45.3%	全国平均	30.7%

(全国平均は単純平均にて算出) 13

都道府県の平準化率の状況



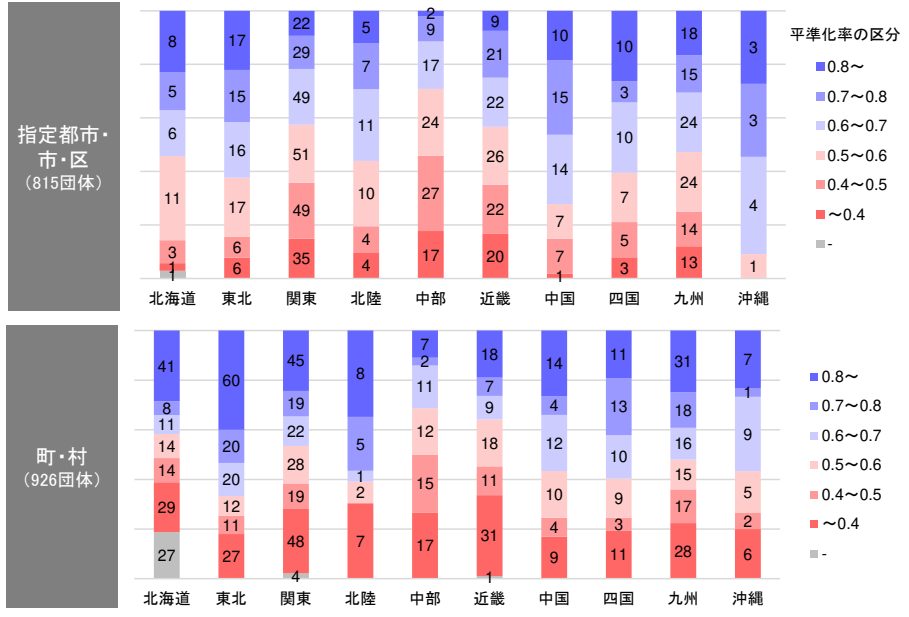
全国平均（都道府県）
令和3年度：0.80
（参考）令和2年度：0.77



指定都市・市区町村の平準化率の状況

地域別の平準化率の区分分布（令和3年度）

※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値（指定都市・市区町村）

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69
令和2年度	0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※地域区分
北海道：北海道
東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸：新潟県、石川県、富山県
中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄：沖縄県

(参考) 今後の施策検討等について

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

- 座長 楠 茂樹 上智大学法学部 教授
- 榎並 友理子 日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長
- 恵羅 さとみ 法政大学社会学部 准教授
- 大森 有理 弁護士
- 西野 佐弥香 京都大学大学院工学研究科 准教授
- 原 昌登 成蹊大学法学部 教授
- 堀田 昌英 東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
 - 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

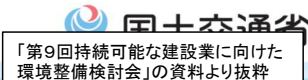
- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
 - ・ 賃金を下支えする仕組みについて
 - 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
- ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度

- 8月3日 第1回 論点整理
- 9月5日 第2回 事業者ヒアリング①
- 9月8日 第3回 事業者ヒアリング②
- 10月26日 第4回 価格変動への対応
- 11月16日 第5回 適正な施工体制の確保
- 12月27日 第6回 技能労働者の賃金等
- 2月6日 第7回 とりまとめに向けた論点整理
- 3月1日 第8回 とりまとめに向けた議論
- 3月29日 第9回 とりまとめ

○ 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要



- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

- 請負代金変更ルールの明確化

価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。
- 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化

請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建築資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。
- 透明性の高い新たな契約手法

契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

- 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による不当廉売を制限

中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。
- 下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)

請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。
- CCUSレベル別年収の明示

技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。
- 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限

時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

- ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」

国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。
- 許可行政庁による指導監督の強化

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

2. デジタル分野以外の横断的な取組

(1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

○建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会(H29.6)でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

委員

(土木分野)	小澤 一雅 堀田 昌英 木下 誠也	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長] 東京大学大学院工学系研究科教授 日本大学危機管理学部危機管理学科教授
(建築分野)	遠藤 和義 蟹沢 宏剛 西野 佐弥香	工学院大学建築学部建築学科教授 芝浦工業大学建築学部建築学科教授 京都大学大学院工学研究科准教授
(法律分野)	大森 文彦	弁護士
(経済分野)	大串 葉子	椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授 (敬称略)

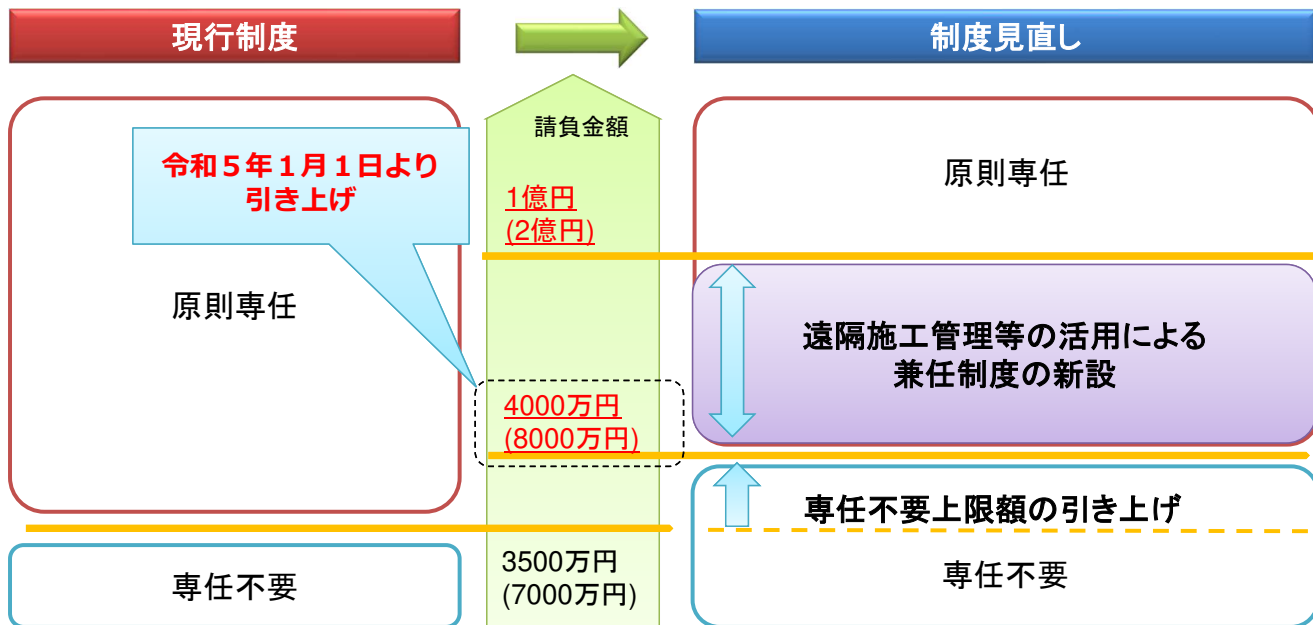
主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。

スケジュール

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 令和4年3月29日 第3回検討会
- 令和4年4月25日 第4回検討会
- 令和4年5月31日 見直し方針のとりまとめ

- **専任不要上限額の引き上げ**
技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。
- **兼任可能な制度の新設**
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。
- **その他の検討**
技術者配置の運用の見直し。



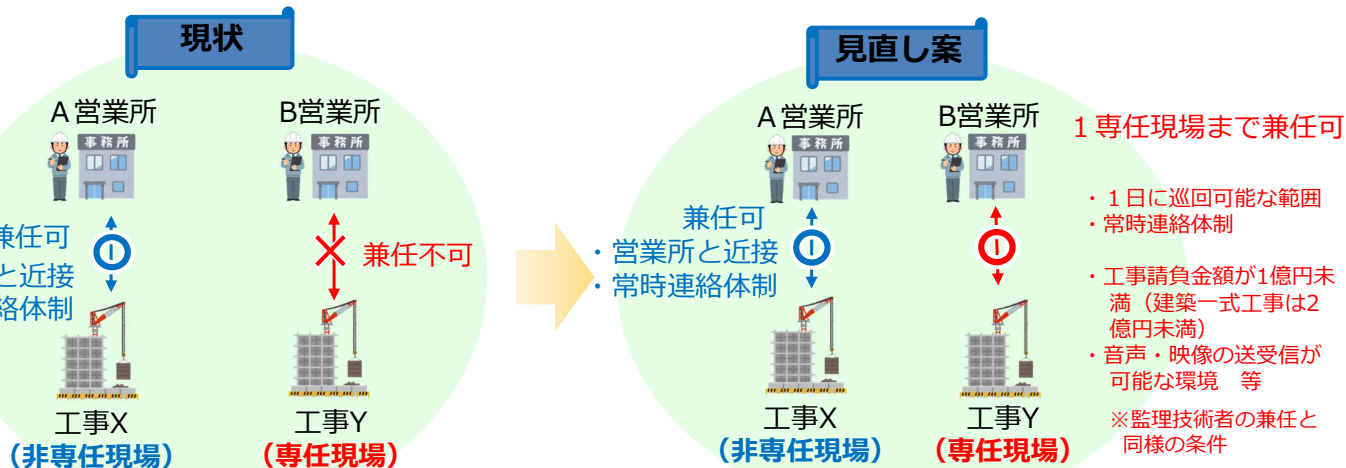
()は建築一式工事の場合

現状

- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）[※]の監理技術者等を兼任することは認められていない。
 - 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。
- ※令和5年1月1日より、4000万円以上に引上げ

見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。**



○1級の受検資格

(改正前)

学 歴	第1次検定	第2次検定
大学(指定学科)	卒業後 3年実務	
短大、高専(指定学科)	卒業後 5年実務	
高等学校(指定学科)	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

(いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり)

(改正後)

第1次検定	第2次検定 ※1
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験 ^{※2} (1年)を含む 実務経験 3年 等

※1 実務経験について、1次検定合格後、
・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
・その他の実務経験の場合は5年
その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

○2級の受検資格

(改正前)

学 歴	第1次検定	第2次検定
大学(指定学科)	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専(指定学科)		卒業後 2年実務
高等学校(指定学科)		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

(改正後)

第1次検定	第2次検定 ※3
17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり(変更なし)	・1次検定合格後、 実務経験 3年 ・1級1次検定合格後、 実務経験 1年

※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年
その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

令和6年度以降の技術検定制度概要(受検資格要件①)

①令和6年度以降の受検資格要件

	第1次検定	第2次検定
1級	年度末時点での年齢が19歳以上	○1級1次検定合格後、 ・実務経験5年以上 ・特定実務経験(※) 1年以上を含む実務経験3年以上 ・監理技術者補佐としての実務経験1年以上 ○2級2次検定合格後 ・実務経験5年以上(1級1次検定合格者に限る) ・特定実務経験(※) 1年以上を含む実務経験3年以上(1級1次検定合格者に限る)
2級	年度末時点での年齢が17歳以上	○2級1次検定合格後、実務経験3年以上(建設機械種目については2年以上) ○1級1次検定合格後、実務経験1年以上

※特定実務経験

請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の建設工事において、監理技術者・主任技術者(当該業種の監理技術者資格者証を有する者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

(発注者側技術者の経験、建設業法の技術者配置に関する規定の適用を受けない工事の経験等は特定実務経験には該当しない)

②第2次検定に関し、①と同等と認められる受検資格要件

(1) 検定種目ごとの受検資格

●1級第2次検定

土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上
電気	第1種電気工事士試験合格後または免状交付後、実務経験5年(特定実務経験1年を含む場合3年)以上 (別途1級1次検定に合格することが必要)

●2級第2次検定

建設機械	建設機械操作施工の経験6年以上 (別途2級1次検定に合格することが必要)
土木	技術士第二次試験(建設部門、上下水道部門等)合格後、実務経験1年以上
建築	1級建築士試験合格後、実務経験1年
電気	電気工事士試験または電気主任技術者試験の合格後または免状交付後、実務経験1年以上 (別途1級又は2級1次検定に合格することが必要)
電気通信	電気通信主任技術者試験合格後または資格者証交付後、実務経験1年以上 (別途1級又は2級1次検定に合格することが必要)

(2) 経過措置による受検資格

- ・令和10年度までの間は、**制度改正前の受検資格要件による2次検定受検が可能**
- ・令和6年度から10年度までの間に、有効な2次検定受検票の交付を受けた場合、令和11年度以降も引き続き同2次検定を受検可能 (旧2級学科試験合格者及び同日受検における1次検定不合格者を除く)
- ・旧2級学科試験合格者の経過措置については従前どおり合格年度を含む12年以内かつ連続2回に限り当該2次検定を制度改正前の資格要件で受検可能

(参考)国土交通省直轄工事における取り組み

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)

現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

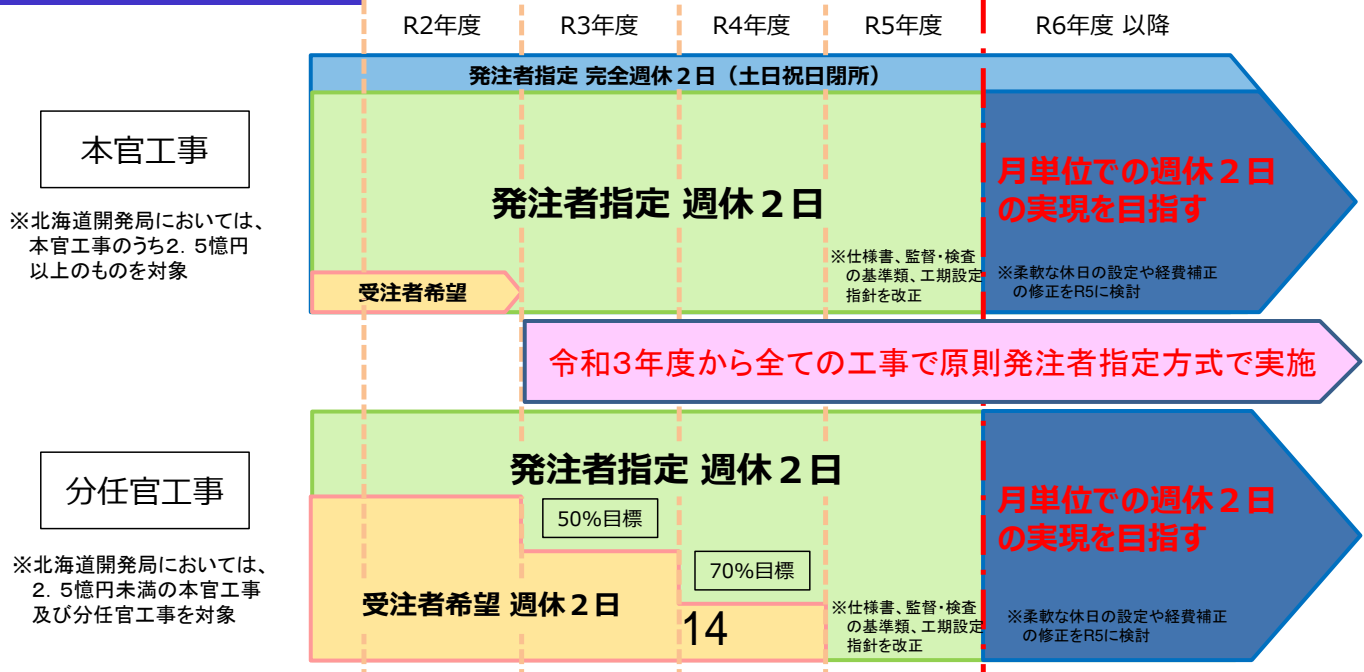
- ① **週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】**
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ② **工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】**
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正
- ③ **柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】**
出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討
- ④ **経費補正の修正【令和5年度に検討】**
月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）
- ⑤ **他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】**

※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

令和5年度の直轄土木工事の発注方針

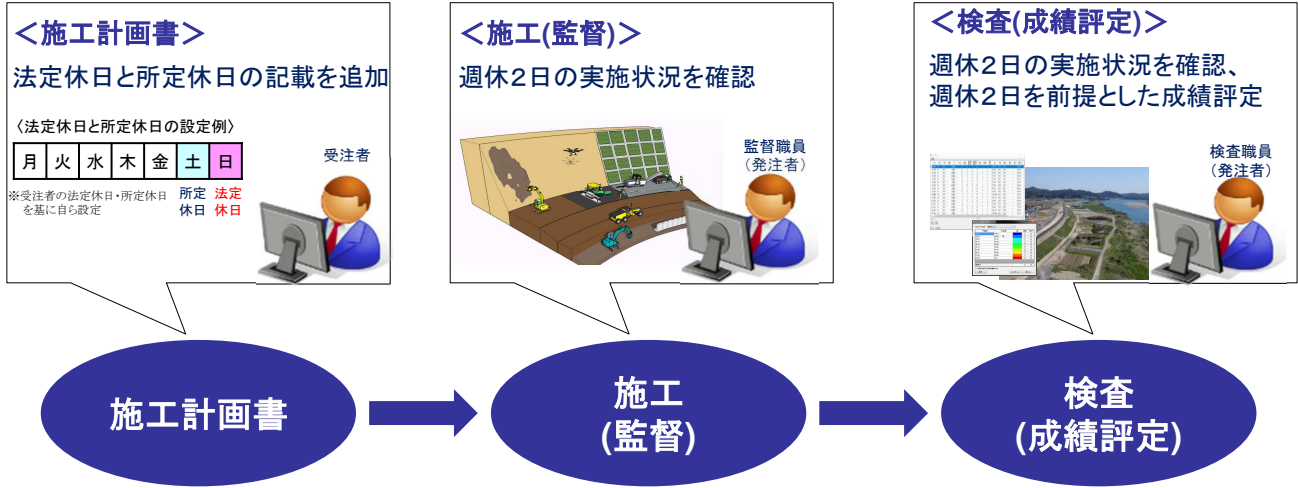
- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事（閉所型・交替制のいずれか）を実施（月単位の週休2日への移行期間） ※関東地整では令和3年度から全ての工事において原則発注者指定方式
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



仕様書、監督・検査等の基準類を、以下の通り改定

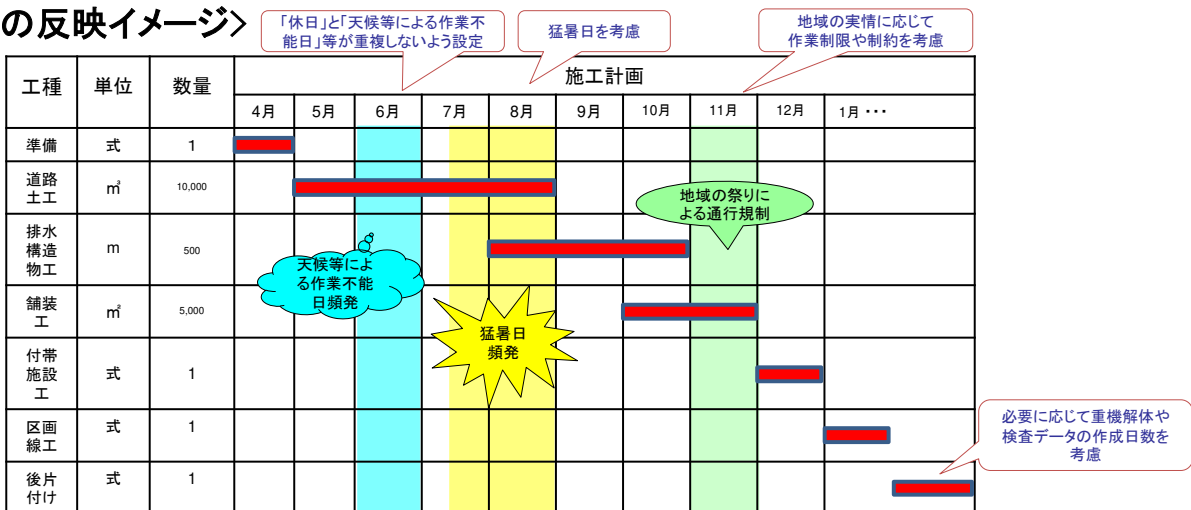
- i) 受注者が作成する施工計画書に、法定休日・所定休日を記載するよう、「共通仕様書」を改正。
- ii) 発注者による監督・検査において、週休2日の実施状況を確認するよう、「共通仕様書」、「土木工事監督技術基準(案)」、「地方整備局土木工事検査技術基準(案)」を改正。
- iii) 週休2日を標準とした工事成績評定となるよう、「地方整備局工事成績評定実施要領」を改正。
(加点項目から削除・遵守項目に追加)



発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

<工期への反映イメージ>



<試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)>

・旧指針での工期: **365日** ⇒ 新指針での工期: **384日 + α** (19日 + α 増加*)

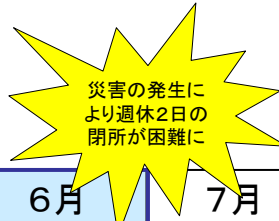
※上述 i)で7日分、ii)で12日分反映。αは必要に応じてiii)、iv)を考慮。雨休率:78%→89%

閉所と交替制の柔軟な活用について、以下の通り試行(R3~R5に試行)

- i) 受注者の希望に応じ、工期を通じての交替制⇔閉所の変更を試行 (R3・4年度に試行)
- ii) 受注者の希望に応じ、工期の一部での閉所から交替制への途中変更を試行 (R5年度)

＜工期の一部で閉所から交替制に途中変更するイメージ＞

工期	4月	5月	6月	7月	8月	...
週休2日の 実施方法 (当初予定)	閉所	閉所	閉所	閉所	閉所	...



月単位で週休2日を達成できた工事について、令和5年度の諸経費動向調査や労務費調査の結果を踏まえ、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討

これまでの経費補正

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位では 週休2日が 達成できて いない

工期全体で週休2日 を達成することを 前提に経費補正



R5の検討

1月 黄色塗: 閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

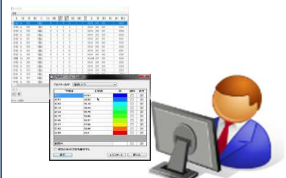
2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月単位で週休2日 を達成できている工事 に要した費用を分析し 経費補正を検討



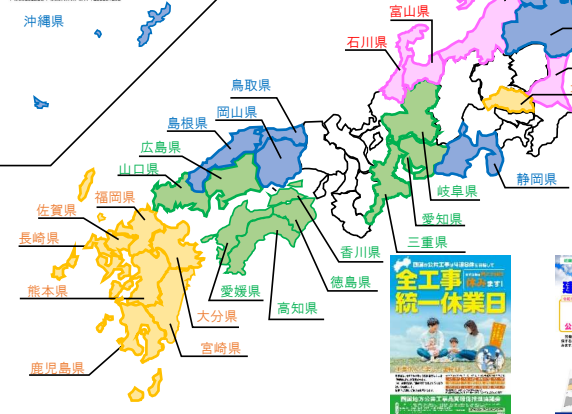
⑤他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】

各地域の発注者協議会等を通じて、取組を促進。定期的に取り組状況を確認・公表。

令和5年1月末時点での一斉閉所の取組状況

凡例

- 月に3回以上実施
- 月に2回程度実施
- 月に1回程度実施
- 年に数回実施



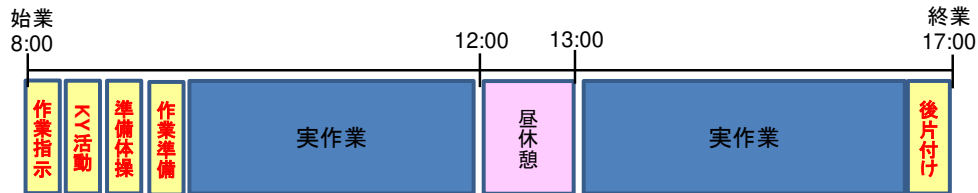
一斉閉所の実施状況 令和5年1月末時点		
地方整備局	地域	実施内容
北海道	北海道	毎月2回統一土曜日
東北	岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	毎月第2・4土曜日
	青森県	毎月第2土曜日
関東	茨城県	毎月第1、2、3、4土曜日
	埼玉県	年に数回以上
北陸	新潟県 富山県 石川県	毎月第2・4+1週の土日曜日
中部	静岡県	毎月第2・4土曜日
	愛知県 岐阜県 三重県	毎月第2土曜日
	近畿全域	※令和5年度より毎月第2土曜日に一斉閉所を実施予定
中国	鳥取県 島根県 岡山県	毎月第2・4土曜日
	広島県	土曜日閉所を月1回
	山口県	毎月第2土曜日
	四国全域	毎月第2土曜日
九州	九州全域	年に数回以上
沖縄	沖縄県	毎月第4土日曜日

32

時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

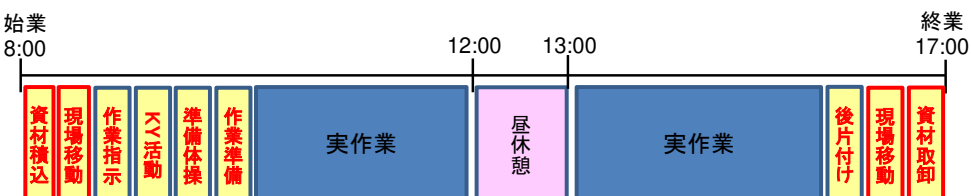
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

33

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※¹を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したものを）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times 3 \text{ を日数換算し、平均した値 (対象：5か年)}$$

※ 3：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※ 2

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数	0.89
その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x~Rx.x.x)	〇日間

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間
- ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※ 1) 「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温 28℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温 30℃以上」に戻す予定。
 ※ 2) 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

総価契約単価合意方式(後工事の間接費の調整について)

- 前工事契約後、後工事契約前に間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の率式が改定された場合、改定後の率式が後工事の間接費に反映されないという課題があった。
- こうした課題を解消するため、間接費の率式の改定を反映する「調整率」を新たに導入する。

後工事の間接費（前工事から継承する場合）

後工事の間接費

$$= \boxed{B} \times \boxed{C} \times \boxed{D} \times \boxed{E} - \boxed{C1}$$

\boxed{B} ：「前工事+後工事」（合算工事）の間接費の率分の対象額
 \boxed{C} ：前工事の間接費の率分
 \boxed{D} ：前工事で適用した積算基準の率式による低減割合（補正係数の変更に伴う変動率含む）
 \boxed{E} ：積算基準（間接費の率式）の改定に伴う調整率
 $\boxed{C1}$ ：前工事の間接費（率分）の合意金額

後工事を対象に契約時点の最新積算基準を反映するため、調整率を新たに導入

※ 前工事から継承する場合と後工事単独の場合とを計算し、安価となる方を間接費として採用する考え方はこれまでと同様

(参考) 後工事の試算例

(試算結果)

✓ 後工事の工事価格（前工事から継承する場合）
※ 税抜き価格で試算

【調整率導入前】 約139億円



【調整率導入後】 約147億円

共通仮設費率：5.2%
現場管理費率：21.0%

共通仮設費率：6.7%
現場管理費率：26.3%

(試算条件)

- ✓ 前工事：直接工事費 約200億円
・共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の単価合意率：95.0%
- ✓ 後工事：直接工事費 約100億円
- ✓ 後工事の前に以下のように間接費の率式が改定されたと仮定
・共通仮設費の率式（20億円超：5.5% → 7.0%）
・現場管理費の率式（20億円超：22.0% → 28.0%）

建設工事における 適正な工期の確保に向けて



不適正な工期が与える現場への影響

～現場の長時間労働や施工品質の低下～

建設工事では、契約工期内に目的物を竣工させることが大切であることは言うまでもありません。しかしながら、工期の設定に余裕がないために、それを守ろうとして工事を進めることで、現場に様々な悪影響が生じているケースが少なくありません。

工期の不足で 長時間働かざるを得ない状況に

ほとんどの建設現場で工期の日数不足が認識されています。このように余裕のない工期の設定が多いことで、竣工が遅れないよう早出・残業や休日出勤を重ねるなど、工事に携わる人々が長時間働かざるを得ない状況が顕著となっています。

工期の不足度具合

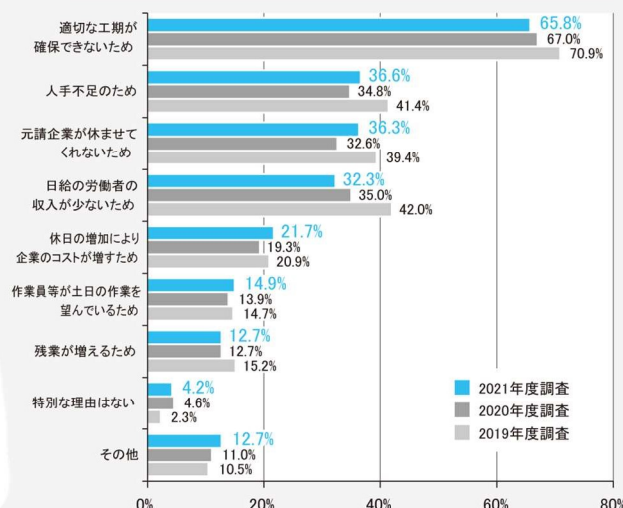


出典：円滑な施工の確保に関する調査(日建連/2020年11月)

週休2日制の導入にも マイナス影響

多くの産業においてすでに定着している週休2日制ですが、建設業では導入が遅れていて、週休の平均日数が1日以下という労働者も少なくありません。適正な工期が確保できないことは、建設業における週休2日制の定着を妨げる大きな要因となっています。

週休2日制を導入できない理由...(MA)



出典：働き方改革における週休二日制、専門工事業の適正な評価に関する調査(建専連/2021年)

施工品質の低下が憂慮される

工期に余裕のない建設工事では、作業者の長時間労働による疲れやスピードを優先するあまり、施工ミスや事故が発生する危険性が高まります。

新・担い手3法が成立し適正な工期設定の推進へ

以上のような状況を背景に、令和元年に「担い手3法※」が一体的に改正され、「新・担い手3法」が成立しました。そして、新しくなった建設業法に基づいて、中央建設業審議会において「工期に関する基準」が作成されるなど、適正な工期設定を推進するための、取組の充実が始まっています。

※担い手3法：公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律



建設業の時間外労働規制の見直し

建設業の将来の担い手確保の観点からも、長時間労働の是正や週休2日の確保など、働き方改革の推進が喫緊の課題となっています。また、時間外労働の上限規制は、建設業はこれまで適用猶予とされてきましたが、**令和6年4月1日以降は適用となり、違反した場合は罰則の対象となります。**

《労働基準法の改正内容》

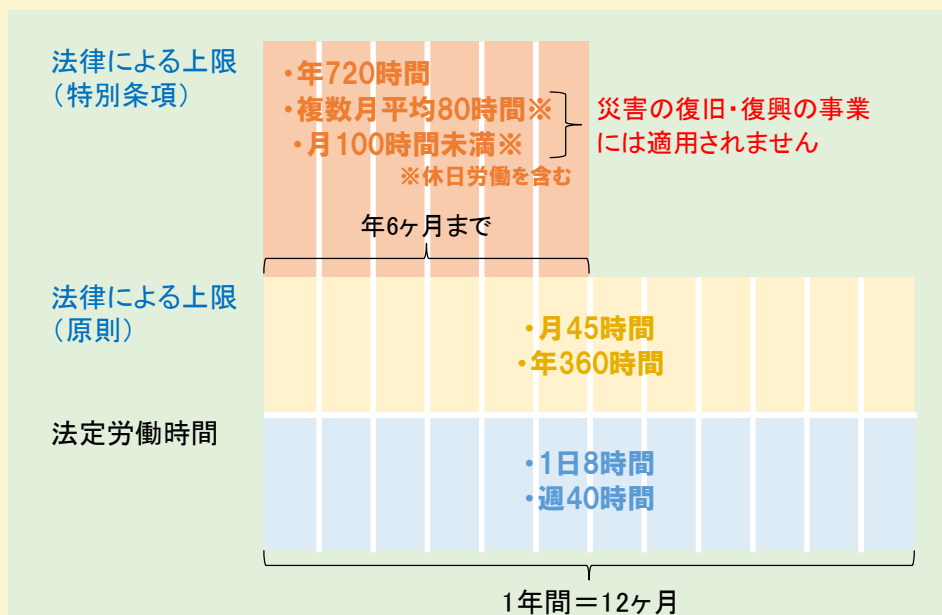
(1) 時間外労働の上限規制

- ・原則として月45時間・年360時間
- ・臨時的な特別な事情がある場合でも上回ることはできない上限
 - ① 時間外労働が年720時間以内
 - ② 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ③ 時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月の平均が全て1月当たり80時間以内
 - ④ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度

(2) 建設業の取り扱い

- ・令和6年3月31日まで・・・上限規制は適用されません。
- ・令和6年4月1日以降・・・①災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。
②災害の復旧・復興の事業に関しては、上記(1)②③は適用されません。

＜上限規制のイメージ＞



厚生労働省では、働き方改革特設サイト「時間外労働の上限規制」において、上記の時間外労働の上限規制について詳しく説明するとともに、働き方改革に対応するための、支援ツール等を掲載しています。

○時間外労働の上限規制(働き方改革特設サイト): <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/overtime.html>

最新データから見る適正工期(1)

～「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」より～

国土交通省では、工期設定等の実態について調査を行う「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査(令和4年度)」を実施しました。ここでは、建設企業(2,182社)に実施した結果から明らかとなった民間工事の工期設定における実態を紹介します。

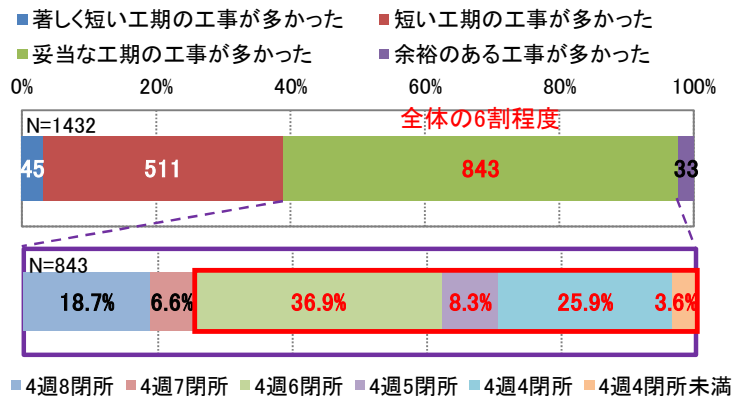
■発注者から「妥当な工期」の提示は多いが「4週8閉所」は少ない

発注者から提示された工期について、「妥当な工期」の回答が最も多く占めました。

しかし、「妥当な工期」のうち、37%が「4週6閉所」、26%が「4週4閉所」と、4週6閉所以下の回答が4分の3程度を占めました。

「4週8閉所」相当を確保することを目標とし、適正な工期設定を引き続きお願いします。

①工期の長さと同場閉所率の関係



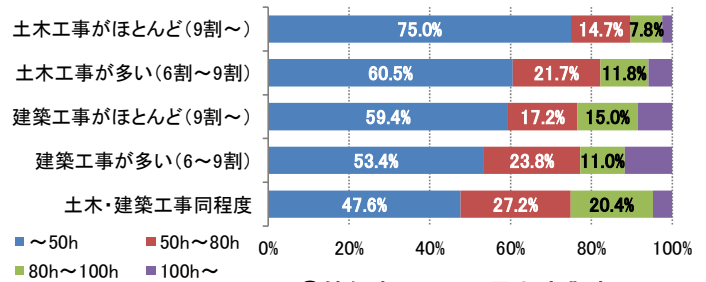
■技術者・技能者とも月当たり最大残業時間が100時間超も見られる

技術者・技能者の月当たり最大残業時間について、「0～50時間」が最も多いものの、月当たり最大残業時間が100時間超の回答も見られました。

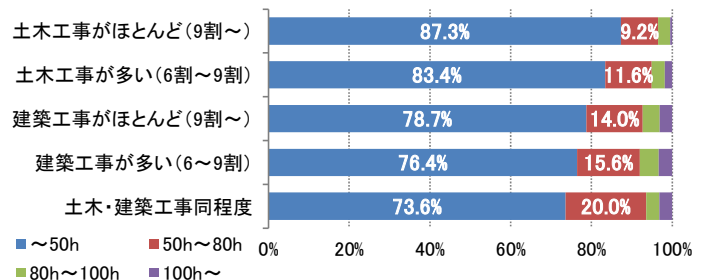
技能者に比べて、技術者の残業時間が長い傾向にあり、また建築工事が主である建設企業では、土木工事が主の建設企業に比べて「0～50時間」の割合が少なく、「50～80時間」および「80時間～」の割合が多くなっています。

令和6年4月の罰則付き時間外労働上限規制の適用に向け、働き方改革の更なる普及・促進が必要です。

②技術者の月当り最大残業時間



③技能者の月当り最大残業時間

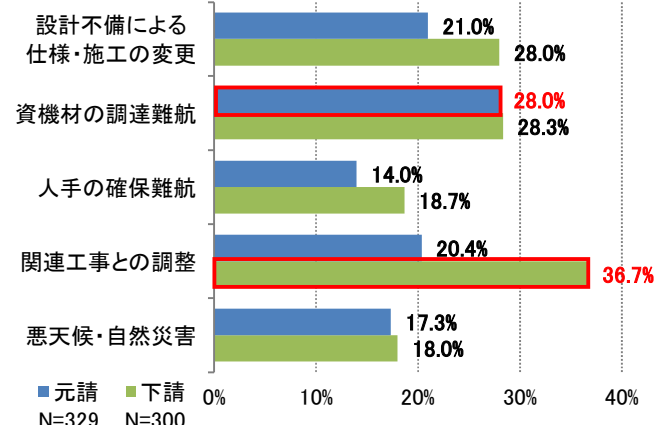


■工期の変更要因として「関連工事との調整」及び「資機材の調達難航」が多い

実際に工期の変更があった要因について、元請企業は「資機材の調達難航」の回答が、また下請企業の場合には「関連工事との調整」の回答が最も多い結果となりました。

このような工期変更を未然に防ぎ、当初発注時から適正な工期を確保するためには、下請企業を含めた工事全体の工程管理を適切に行うとともに、近年の資機材の納入遅れ等を考慮した工期設定が重要です。

④工期変更の要因(上位5項目)



最新データから見る適正工期(2)

～「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」より～

■「注文者－受注者間の協議」が適正な工期設定に繋がる

工期設定の際に、受発注者間で協議を行い、受注者の要望が受け入れられた場合には「適正な工期」の割合が82%でした。

しかし要望が受け入れられなかった場合には、「短い工期」の割合が77%を占めました。

受注者側の事情等への理解を含め、受発注者間でしっかりと協議を行うことで、適正な工期の設定に一步近づきます。

また発注者(施主)においても、適正な工期設定に必要な取組として、「受注者が、発注者に対して適正な工期を説明すること」を挙げられています。

受発注者間で積極的に協議を実施し、協働して適正な工期設定を推進していきましょう。

■資材価格等の高騰による影響がある場合には契約変更の検討を行う

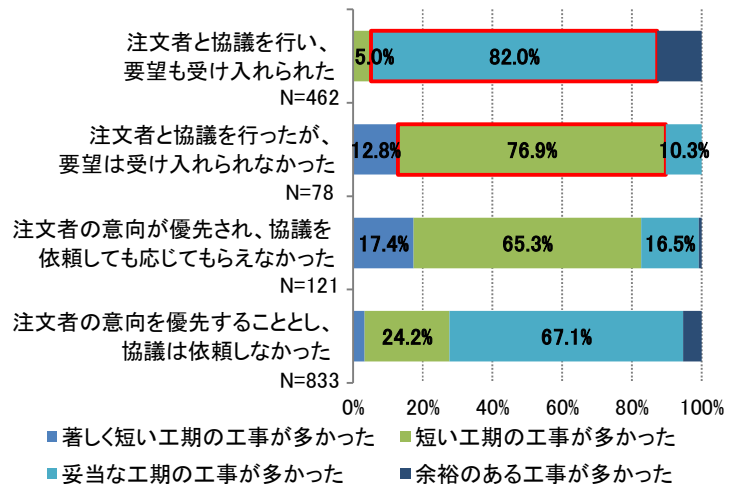
近年の資材・原油価格の高騰等による影響を受けた工事は全体の76%を占めていました。

このうち、下請企業(一次、二次以降)はそれぞれ54%、58%が「注文者(元請)へ契約変更協議を申し出」しているものの、実際の契約変更については「行われなかった」との回答が34%、33%と多くなっています。また「全て契約変更」が行われたのは、14%、10%に留まっています。

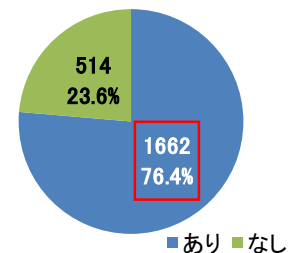
資機材の価格変動が激しく、受注者にとって大きな負担になることが想定されます。

契約後の状況に応じて、受発注者間で適切に協議を行い、必要な契約変更を実施しまし
ょう。

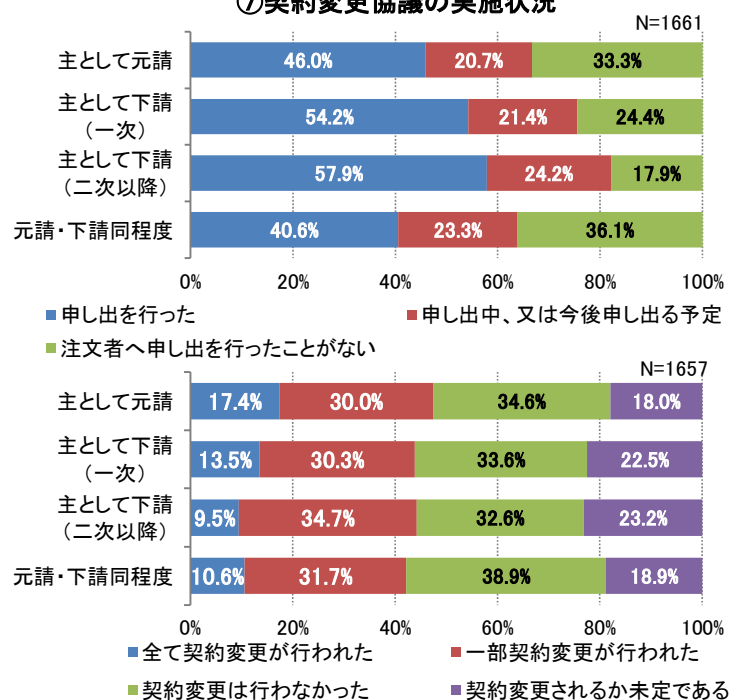
⑤工期設定における協議状況と工期の関係



⑥資材・原油価格等の高騰の影響



⑦契約変更協議の実施状況



工期に関する受発注者の責務

～中央建設業審議会「工期に関する基準」より～

公共工事・民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結する際には、適正な工期を設定できるように、契約の当事者がそれぞれの責務を果たさなければなりません。中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」には、それらの責務が示されています。



発注者の責務

発注者は、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休2日の確保など、建設業の時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力する必要があります。

また、各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う必要があります。



受注者の責務

受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で適正な工期で請負契約を締結する必要があります。

また、受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者その旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求めなければなりません。

下請負人を含む受注者は建設工事の適正な工期の見積りの提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な施工が見込まれない請負契約の締結（工期のダンピング）は行てはなりません。

DATA 中央建設業審議会「工期に関する基準」とは？

令和元年、適正な工期による請負契約の締結を確保し、働き方改革を促進するため、「新・担い手3法」が成立し、その中で中央建設業審議会（国土交通省に設置された諮問機関）が「工期に関する基準」を作成・勧告できることが規定されました。これを受けて同審議会が基準の内容について審議を重ね、令和2年7月に全6章からなる「工期に関する基準」が作成・勧告されました。

詳しくは https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html

発注者が取り組むべき事項

適切な工期設定のためには、受発注者がそれぞれの責務を果たす必要があります。
 工期設定で発注者が取り組むべき事項について、国土交通省における取組と併せて示します。

基本的な考え方

発注者が経験則から想定したり、設計者の協力を踏まえつつ工期を概算する場合でも、受発注者の双方合意のうえで工期を決定することが必要です。受注者が適正な工期で見積りを提出できるよう、発注者は、設計図書等の施工計画及び工期の設定や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、請負契約を締結するまでに、必要な情報を受注(候補)者に提供し、必要に応じ、工事に係る費用及び工期についての希望を受注(候補)者に伝達した上で、これらの見積りを受注(候補)者に依頼することが求められています。

国土交通省における取組

週休2日の取得に要する費用の計上や週休2日交替制モデル工事の試行

週休2日の確保に要する費用として、現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じています。

<4週8休以上の補正係数>

労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

また社会的要請や現場条件の制約等を受け、現場閉所を行うことが困難な工事等でも、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を目指す取組も試行しています。

「工期設定支援システム」の活用による適正な工期設定

工期設定に際し、歩掛かり毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出できる「工期設定支援システム」をリリース(国土交通省ホームページから無料でダウンロード可能、地方自治体も使用可能)しています。令和5年度からは、降雨・降雪日とともに、猛暑日も考慮した工期設定を行うこととしています。

【働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト】https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

工事工程表の開示

入札公告の際に、発注者が算定した工期や関係機関との調整、住民合意等の進捗状況を工程表で示す「工事工程表の開示」を行うことで、より現場に則した適正な工期設定が行える環境を整備しています。

<工事工程表のイメージ>

工事名: ○○道路□□地区改良工事

工種	単位	数量	令和3年度			令和4年度						備考 (ノパーティ数等)			
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月	8月	9月
準備	式	1													(ノパーティ数等)
道路土工	m ³	10,000													・30日間
排水構造物工	m	500													・路体盛土工(2pt) ・路床盛土工(2pt)
舗装工	m ²	5,000													・路盤工(1pt) ・舗装工(1pt)
付属施設工	式	1													(1pt)
区画線工	式	1													(2pt)
後片付け	式	1													・20日間
制 約 条 件	関連工事(前工事)	-													・○○改良工事
	関係機関協議	-													・○○県
	住民合意	-													
	用地確保	-													
	法定手続き	-													
	支障物件の移設	-													・下水道 ・○○電力
	年末年始、お盆	-													・12月下旬~1月上旬 ・8月中旬
	出水期間	-													
路上工事抑制	-													・3月	

受注者が取り組むべき事項

建設工事の工期については、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮されるように設定することは勿論、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるよう、全工程を通して適切に設定することが必要です。

基本的な考え方

発注者向け調査結果では、「適正な工期確保のために必要なこと」として、「受注者が、発注者に対し施工に必要な工期を説明すること」の回答が多く挙げられています。工期設定にあたって、受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求めることが必要です。

建設業法における関連条文

以下のような事例は、建設業法違反のおそれがあります。

第 19 条の 3（不当に低い請負代金の禁止）

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

○法令違反のおそれがある例：原材料費等の高騰や納期遅延が発生しているにもかかわらず、追加費用の負担や工期について、協議に応じない、必要な変更契約を行わない場合

第 19 条の 5（著しく短い工期の禁止）

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

○法令違反のおそれがある例：下請負人の責めに帰さない理由（前工程の遅れ等）により工期を変更する際、変更後の下請工事期間が通常よりもかなり短い期間での下請契約の場合

第 20 条の 4（建設工事の見積り等）

建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結するまでに、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行うまでに、第十九条第一項第一号及び第三号から第十六号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

○法令違反のおそれがある例：元請負人が不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合

受発注者間の工期設定は、それ以降の下請契約に係る工期設定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や、変更理由とその影響を明らかにした工期変更、下請契約に係る工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行わなければなりません。

工期の設定において考慮すべき事項

～工期全般、工程別、分野別～

「工期に関する基準」は、適正な工期の設定にあたって発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、それらが工期全般、工程別及び工事の分野別に示されています。



工期全般にわたって考慮すべき事項

降雨・降雪日や台風などの自然要因、週休 2 日の確保など休日・（法定外）労働時間、現場の状況に伴う制約条件、関係者間の調整や行政への申請など、工期に影響を与える様々な要素を考慮する必要があります。



工程別に考慮すべき事項

工期は大きく準備・施工・後片付けの 3 段階に分けられます。準備の段階では資材調達・人材確保等に要する時間を、施工の段階では工程ごとの特徴・進捗管理等を、後片付けの段階では完了検査や原形復旧、清掃に必要な時間等を考慮する必要があります。



分野別に考慮すべき事項

民間発注の建設工事では、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの 4 分野が大きな割合を占めています。これらの分野については、それぞれの工事の特性を理解し、受発注者間及び元請・下請間において適切に協議し合意を図ったうえで、適正な工期を設定する必要があります。

<全工程に共通する事項>

自然要因/休日/イベント/制約条件/契約方式/関係者との調整/行政への申請/労働・安全衛生/工期変更 等

<各工程において考慮すべき事項>

準備	施工							後片付け等
	基礎	土工	躯体	シールド	設備	機器製作・搬入	内装仕上げ	
<ul style="list-style-type: none"> 資機材調達や人材確保 資機材の管理や周辺設備 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水及び地下埋設物の存在 掘削土の搬出 	<ul style="list-style-type: none"> 養生期間 先行作業 足場計画 	<ul style="list-style-type: none"> 大型機器の製作・搬入 受電の時期 設備の総合試運転調整 	<ul style="list-style-type: none"> 完了検査 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間 原形復旧条件 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者や建設資材の投入量や採用している工法等と工期の関係を確認 			

<その他考慮すべき事項>

- ・分野別の考慮（住宅・不動産分野／鉄道分野／電力分野／ガス分野）
- ・働き方改革、生産性向上に向けた取組
- ・著しく短い工期と疑われる場合の対応
- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
- ・「工期に関する基準」の見直し

※特に設計変更が行われる場合には、工期の変更が認められないケースが多いため、重点的に確認

民間工事での工期変更の事例と要因

～「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」より

令和4年度に行われた本調査から、民間工事で工期変更が発生した事例とその要因を紹介します。
適正工期を確保するためには、発注時の条件明示や条件変更時の適切な契約変更が必要となります。

■自然要因に関する事例

- ・連続降雨の影響で、月稼働率が著しく低下したことによる工期の変更
- ・猛暑日の連続による工期の変更
- ・積雪の影響による工期の変更



工期に関する基準 第2章(P18)

降雨日・降雪日（雨休率の設定等）等への考慮が必要

■関係者との調整、行政への申請に関する事例

- ・警察協議の結果、昼間施工から夜間施工に変更となったことによる工期の変更
- ・用地確保の遅延による工期の変更
- ・許認可申請の許可遅れによる工期の変更
- ・電柱の移転手続きの遅れによる工期の変更

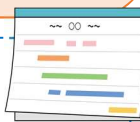


工期に関する基準 第2章(P23)

行政への申請や関係者（交通管理者（警察）等）との調整への考慮が必要

■準備（資機材調達・人材確保）に関する事例

- ・工程がずれ、確保していた人材が他工事に流れ、人手不足が生じたことによる工期の変更
- ・半導体不足から設備機器の納入遅延や、杭長変更に伴う杭の納入待ちによる工期の変更
- ・仕様の変更や仕上げ材の決定の遅れで、資材の納期が遅延したことによる工期の変更

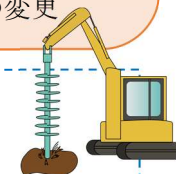


工期に関する基準 第3章(P26)

準備（資機材調達や人材確保等）への考慮が必要

■施工（基礎工事、土工事）に関する事例

- ・杭の支持層が想定された場所になく、仕様・施工の見直しによる工期の変更
- ・土質試験の結果、支持力不足が判明したため、地盤改良工事の追加による工期の変更
- ・杭工事時に既存杭が残っている事が判明したため、撤去工事の追加による工期の変更



工期に関する基準 第3章(P30)

基礎工事や土工事では、土質や地中障害物等への考慮が必要

■施工（仕上、塗装、設備工事）に関する事例

- ・前工程（左官・塗装）が遅れた影響で、防水工事の開始時期の遅れによる工期の変更
- ・前工事の遅延が仕上工事へ影響したことによる工期の変更
- ・建築工程の大幅な遅れに伴い、電気配線工事の工期の変更

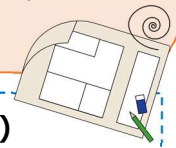


工期に関する基準 第3章(P33)

仕上・塗装・設備工事等は、前工程のしわ寄せを受けることが多いため、適切に工期延長が必要（竣工日優先の場合には、必要な掛増し費用等が必要）

■その他の事例

- ・設計書と現況の違いから、数量や工法の変更による工期の変更
- ・設計の不備や仕様の変更等に対する質問回答の遅れによる工期の変更
- ・躯体との離隔の調整により、設計見直しによる工期の変更



工期に関する基準 第1章(P24)

設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合等では、工期延長を含めた変更契約が必要

適切な工期設定のためのチェックリスト

～中央建設業審議会「工期に関する基準」より～

適切な工期設定のためには、工期等に影響を及ぼす事象を考慮するとともに、その条件を適切に明示することが不可欠です。また、発注時に条件が明示できない場合や条件変更等が生じた場合には、受発注者の協議の上、工期や請負代金額を変更が必要です。ここでは、発注時の条件明示や契約変更時の参考資料として、工期に関する基準の主な項目をチェックリスト形式で示しています。

工期全般にわたって考慮すべき事項

工期設定に関わる要因・条件		確認※
自然要因	降雨日・降雪日（雨休率の設定等）	
	河川の出水期における作業制限	
	寒冷・多雪地域における冬期休止期間	
	その他の気象、海象などを含む自然要因	
イベント	年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制期間が行われる期間	
制約条件	鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮	
	搬出入時間の制限や工事車両の制限（進入時間、重量、台数）等の道路条件	
契約方式	分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容	
関係者との調整	地元住民や地元団体（農業・漁業組合等）、電力・ガス等の占有企業者との協議期間	
	関係者との協議調整が未了の場合（用地未買収等）、協議内容や完了予定時期	
行政への申請	特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間	
（備考） 条件が一部反映・未反映の場合、条件確定時期や進捗状況を記載（例：〇〇頃に協議完了予定等）		

工程別に考慮すべき事項

工期設定に関わる要因・条件		確認※
準備	資材や労務の調達に要する時間※ ※新型コロナによる生産・供給制約による納入遅れ、職種や地域毎の特定の人材不足の影響も考慮	
	設計図書で未決定の事項や仕様の未確定	
	工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間	
	ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設設備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間	
施工	基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況	
	基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当り搬出できる車両台数	
	躯体工事（構法）における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等	
	躯体工事（鉄骨）における、鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間	
	シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間	
	設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間	
	仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間	
	塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間	
	とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間	
建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間		
後片付け	完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間	
	借地した場合、原形復旧の期間	
（備考） 条件が一部反映・未反映の場合、条件確定時期や進捗状況を記載（例：〇〇頃に協議完了予定等）		

※〇：条件を明示し、工期に反映済
 △：条件を一部明示し、工期に反映済
 ×：条件が明示できず、工期に未反映
 -：当該工事で対象外

生産性向上に向けた取組例

適正工期を実現し、建設従業者の休日取得状況を改善する為には、長時間労働是正や生産性向上に向けた工夫が必要不可欠です。
ここでは、民間工事における好事例を紹介します。

MR（複合現実）の活用

● 伊藤組土建株式会社（北海道・土木一式工事業）

MRを活用し、理解・検討にかかる時間を短縮

伊藤組土建(株)では、民間都市土木工事の地下通路工事において、MR(複合現実)を導入した。ゴーグルを装着し、現場で現実空間とデジタル映像を重ね合わせることで、一目瞭然の理解が得られ、理解・検討時間の短縮につながった。

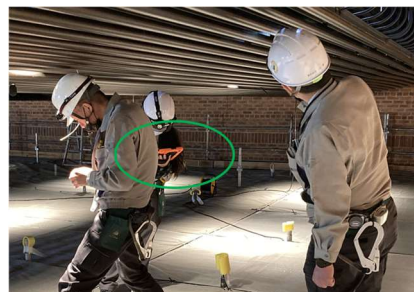


建築図面・現場管理アプリの活用

● 株式会社ミラノ工務店（京都府・建築一式工事業）

建築図面・現場管理アプリを活用し検査にかかる時間を短縮

(株)ミラノ工務店では、建築図面・現場管理アプリを活用し、配筋写真の撮影および帳票作成にかかる時間を短縮している。また、検査時にはアプリを活用し、現場において検査記録を作成することで事務所に帰ってからの業務時間短縮につながっている。

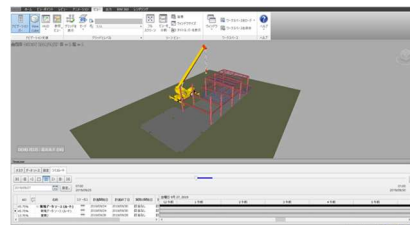


BIM/CIMの活用

● 株式会社荒木組（岡山県・建築一式工事業）

BIM/CIMの活用による手戻り防止

(株)荒木組では、BIMデータを活用し、鉄骨の建て方手順を3D化している。3Dで表現した施工ステップ図を用いて建て方手順を関係協力業者全員で確認し、共通認識を持つことで手戻り防止につなげている。



ICT建機の活用

● 株式会社愛亀（愛媛県・舗装工事業）

ICT建機導入による作業の効率化

(株)愛亀では、路盤工をICT機器を取り付けた機械(ブルドーザー)を使用し、最新の測量機器(トータルステーション)と連動して基準高管理を行うことで、作業員と作業時間の削減及び品質の高度化を図っている。また、作業機械の周りに作業員が近寄る回数が削減され、安全管理の向上も図れている。



経営効率化に向けた取組例

適正工期を実現し、建設従業者の休日取得状況を改善する為には、長時間労働是正や生産性向上に向けた工夫が必要不可欠です。ここでは、民間工事における好事例を紹介します。

社有地の有効活用

●株式会社島村工業（埼玉県・建築一式工事業）

社有地を有効活用した収益化

(株)島村工業では、元々労働者向けの宿舎があった社有地や資材置き場を共同住宅、店舗・不動産の貸出及び太陽光発電による売電に活用することで収益化を図っている。また、自社施工を行うことでコストの削減につなげている。



アグリ事業の展開

●太啓建設株式会社（愛知県・とび・土工工事業）

アグリ事業による閑散期の雇用確保

太啓建設(株)では、現場の閑散期(4月～6月頃)にアグリ事業の農地の整備等を行い、重機及び作業員の職の確保を行っている。高齢化した現場職員に対してもアグリ事業にて雇用確保を行っている。また地域の雇用創出にもつながっている。



電子契約サービスの活用

●要建設株式会社（京都府・建築一式工事業）

電子契約サービスによる契約業務の省力化・コスト削減

要建設(株)では、従来紙で行っていた協力会社への発注契約業務の電子化を先駆けとして取り組んだ。注文書および注文請書を Excel 手入力により紙で発行する代わりに、契約有効性を担保する法的要件をクリアした WEB クラウドサービスを導入して実現した。これにより、協力会社との早期契約が可能となり、印紙費用等のコスト削減につながった。メリットが大きいことから協力会社の電子化はスムーズに進んだ。

出納情報のクラウド管理

●A社（岡山県）

出納情報のクラウド管理による業務効率化

A社では、新経理システムを導入し、経理関係の一元化を行った。具体的には、受注、発注から支払い状況の調書ほか、会社全体の出納に関するものをクラウドで一括管理するようになった。クラウドで全データを管理できるようになるため、現場で入力すれば全てのPCで確認することができ、事務系部署で改めて入力する必要がなくなる。現場系の部署では作業に不慣れた職員もいるため、定期的に講習会やアンケートを実施し改善につなげている。



長時間労働是正に向けた取組例

適正工期を実現し、建設従業者の休日取得状況を改善する為には、長時間労働是正や生産性向上に向けた工夫が必要不可欠です。
ここでは、民間工事における好事例を紹介します。

勤怠管理システムの導入

●成友興業株式会社（東京都・土木一式工事業）

勤怠管理システムの導入による労働時間管理の徹底

成友興業(株)では、従来手書きで行っていた勤怠管理に対して職種別に3種類(スマートフォン、カードリーダー、PC入力)の勤怠管理方法を導入した。時間外労働の多い社員にはアラートで連絡がいく仕組みとなっており、4週8休体制の導入と合わせて長時間労働抑制につながっている。



外国人技術者の採用

●株式会社近藤組（愛知県・土木一式工事業）

外国人技術者の採用による若手技術者不足の解消

(株)近藤組では、日本人の若手技術者の募集が定員割れしていることから積極的に外国人技術者の採用を実施している。外国人技術者は、主に測量、写真管理及び品質管理を担当しており、施工管理技術を学んでいる。また日本語検定を取得することで、施工管理業務の幅が広がってきている。



4週8休工程調整会議の開催

●株式会社フクダ（島根県・土木一式工事業）

4週8休工程調整会議による工程調整

(株)フクダでは、元請・下請間で毎月4週8休工程調整会議を開催し前月の振り返りと来月の工程調整を行っている。工程上のクリティカルパスを明確化し、土日祝日を外して工程調整を行っている。これにより工程調整が入念になり、工程誤差が減ることで、4週8休を確保できている。



建設ディレクターの活用

●株式会社西九州道路（佐賀県・舗装工事業）

建設ディレクターの活用による現場事務作業の負担軽減

(株)西九州道路では、建設ディレクターという新たな職域を利用して、長時間労働になりやすい現場監督の書類作成業務の約半分を新規採用の建設ディレクターに担当させ長時間労働の是正に取り組んでいる。建設ディレクターは、写真整理、数量計算書、出来形管理、品質管理及び産廃書類等の書類関係全般を担当している。現場監督が本来の重要な業務に時間を使えるようになることで、契約、変更及び完成時の業務がスムーズに行えるようになった。



適正な工期設定に 役立つサイト・相談窓口

適正な工期設定に取り組む際に役立つ参考事例や便利なツールがインターネット上で公開されていますので、これらの活用をお勧めします。また著しく短いと疑われる工期での請負契約があった場合は、国土交通省の違反通報窓口「駆け込みホットライン」で通報等を受けつけています。

参考事例がわかるサイトの紹介

働き方改革と生産性向上を推進し、適正な工期の確保を目指すにあたっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例も参考にして創意工夫を行ってください。

【工期に関する基準 参考事例集】 <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357460.pdf>

【週休2日達成に向けた取組の好事例集】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

建設業法令遵守ガイドライン

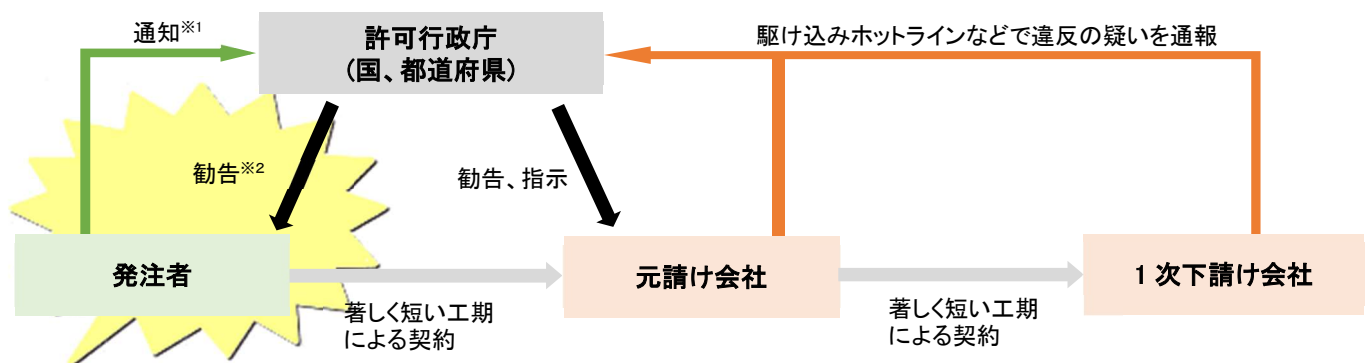
受発注者間だけでなく、元請負人と下請負人の間で交わされる下請契約も建設業法に基づく請負契約であり、建設業法に従った契約が必要です。本ガイドラインでは、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことで、下請契約における適正な工期や請負代金の設定を図ることを目的としています。

【建設業法令遵守ガイドライン】 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

駆け込みホットラインの紹介

著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは、建設業法第19条の5の「著しく短い工期の禁止」の規定に違反するおそれがあります。建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける「駆け込みホットライン」が各地方整備局等に設置されており、締結された請負契約の工期が著しく短いと考えられる場合は、発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず通報・相談することができます。

【建設業違反通報窓口 駆け込みホットライン】 <https://www.mlit.go.jp/common/001372097.pdf>



※1 元請け会社が著しく短い工期で下請け契約を締結していると疑われる場合は、公共発注者が許可行政庁にその旨を通知しなければならない(入契法)

※2 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して勧告を行うことができる。また、勧告に従わない場合は、その旨を公表できる(建設業法)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課



〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

TEL: 03-5253-8111 (代表)